

教職員の勤務状況等調査結果【令和7年5月のまとめ】

令和7年7月 群馬県教育委員会 学校人事課管理係

毎月の勤務状況等調査に御協力いただきありがとうございます。

令和7年5月分の勤務状況等調査の集約結果を以下の通り報告いたします。



令和7年5月の状況について

■令和6年5月との比較では、時間外在校等時間45時間以上の方の割合が、小・中・高の校種においては減少しています。小学校、中学校では5.8ポイントと大幅な減少となりました。また、全ての校種において80時間以上の方の割合は、減少となりました。中学校では、3.3ポイントの減少でした。

例年、中学校、高等学校では、5、6月は、部活動の影響等もあり在校等時間が増加する傾向にありますが、各学校、各教育委員会の取組の結果により減少しています。今後ともよろしくお願いいたします。

		45H超	80H超
小学校	令和6年5月	29.9%	2.2%
	令和7年5月	24.1%	1.5%
		5.8pt減	0.7pt減
中学校 (義務教育 学校含む)	令和6年5月	58.5%	14.4%
	令和7年5月	52.7%	11.1%
		5.8pt減	3.3pt減
高等学校 (中等教育 学校含む)	令和6年5月	29.0%	6.9%
	令和7年5月	27.4%	6.3%
		1.6pt減	0.6pt減
特別支援 学校	令和6年5月	7.1%	0.3%
	令和7年5月	7.4%	0.2%
		0.3pt増	0.1pt減



令和7年6月18日に文部科学省より「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の公布について」の通知が出されました。

この法律は、働き方改革の更なる加速化、組織的な学校運営及び指導の促進並びに教師の処遇改善を一体的・総合的に進めるものですが、具体的には、教育委員会に対する「業務量管理・健康確保措置実施計画」の策定・公表の義務付け、「主務教諭」の新設、教職調整額の基準となる額の引上げ、義務教育等教員特別手当に関する規定整備などが盛り込まれています。

また、今回の一部改正法の附則には、政府の措置として、時間外在校等時間の削減に関して、令和11年度までに公立の義務教育諸学校等の教育職員について、「1箇月時間外在校等時間」を平均30時間程度に削減することを目標とすることが明記されています。

この法律の施行にあたり留意すべき事項等については今後示される予定であり、県教育委員会でも検討を進めているところですが、各学校、各教育委員会におかれましても、引き続き、業務削減、業務効率化の視点で働き方改革を推進していただければと思います。

どうぞよろしくお願いいたします。

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の概要

趣旨

教員に優れた人材を確保する必要性に鑑み、公立の義務教育諸学校等における働き方改革の一層の推進、組織的な学校運営及び指導の促進並びに教員の処遇の改善を図るため、教育委員会に対する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定及び公表等の義務付け、主務教諭の新設、教職調整額の基準となる額の引上げ、義務教育等教員特別手当の内容に関する規定の整備等の措置を講ずる。

概要

1. 学校における働き方改革の一層の推進

(1) 教育委員会における実施の確保のための措置【給特法第8条関係】

- ・教育委員会に対し、教員の業務量の適切な管理と健康・福祉を確保するための措置（業務量管理・健康確保措置）を実施するための計画（業務量管理・健康確保措置実施計画。以下「計画」という。）の策定・公表、計画の実施状況の公表を義務付ける。
- ・計画の内容及び実施状況について、総合教育会議への報告を義務付ける。
- ・計画の策定・実施に関して、都道府県教育委員会による市町村教育委員会への指導助言等を努力義務とする。

(2) 学校における実施の確保のための措置

- ・公立学校が、学校評価の結果に基づき講ずる学校運営の改善を図るための措置が、計画に適合するものとなることを義務付ける。【学校教育法第42条関係】
- ・公立学校の校長が学校運営協議会の承認を得ることとなっている学校運営に関する「基本的な方針」に、業務量管理・健康確保措置の実施に関する内容を含める。※学校運営協議会を置く学校【地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5関係】

2. 組織的な学校運営及び指導の促進

児童等の教育をつかさどるとともに、学校の教育活動に関し教職員間の総合的な調整を行う「主務教諭」を置くことができることとする。【学校教育法第27条、第37条関係】

3. 教員の処遇の改善

(1) 高度専門職にふさわしい処遇の実現

教職調整額の基準となる額を給料月額額の4%から10%まで段階的に引き上げる。【給特法第3条関係】
※幼稚園の教員に係る教職調整額については、子ども・子育て支援新制度の枠組みにおいて、処遇改善に資する財政措置が講じられていること等にも鑑み、現状維持とする。

(2) 職務や勤務の状況に応じた処遇の実現

- ・義務教育等教員特別手当を校務類型に応じて支給することとし、その困難性等を考慮して条例で支給額を定めることとする（学級担任への加算を想定）。【教育公務員特例法第13条関係】
- ・指導改善研修を受けている教員には、教職調整額を支給しないこととする。【給特法第3条、第5条関係】

施行期日

1及び2については、令和8（2026）年4月1日

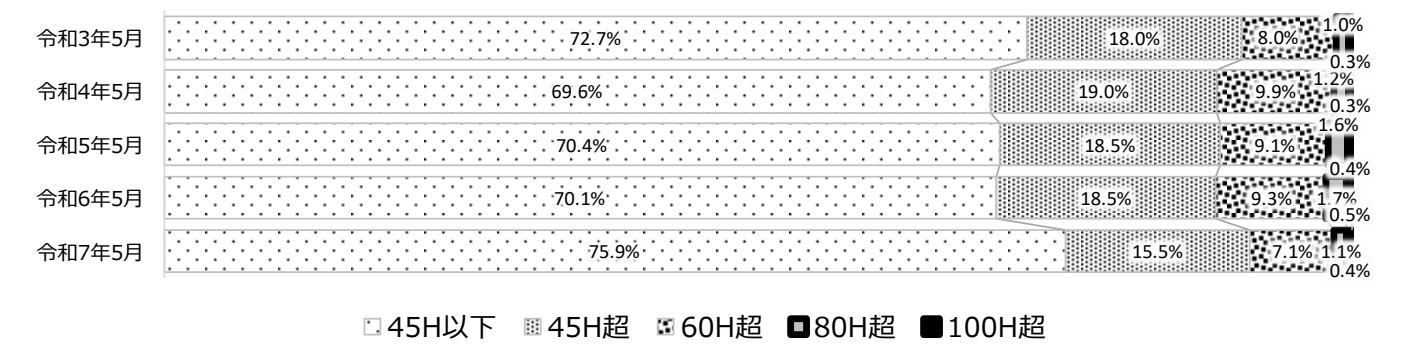
3については、令和8（2026）年1月1日

【附則第1条関係】

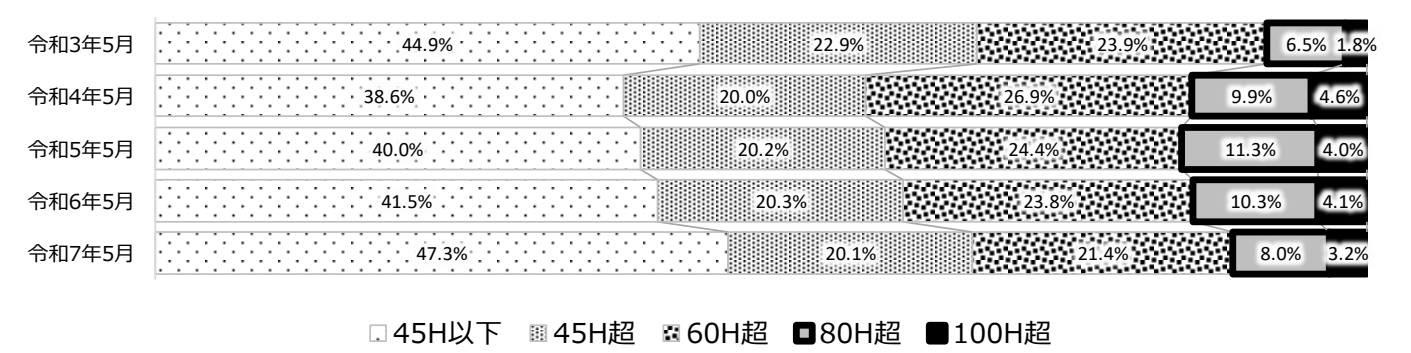
※令和7年6月「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の概要」

時間外在校等時間の状況【5月の経年変化】

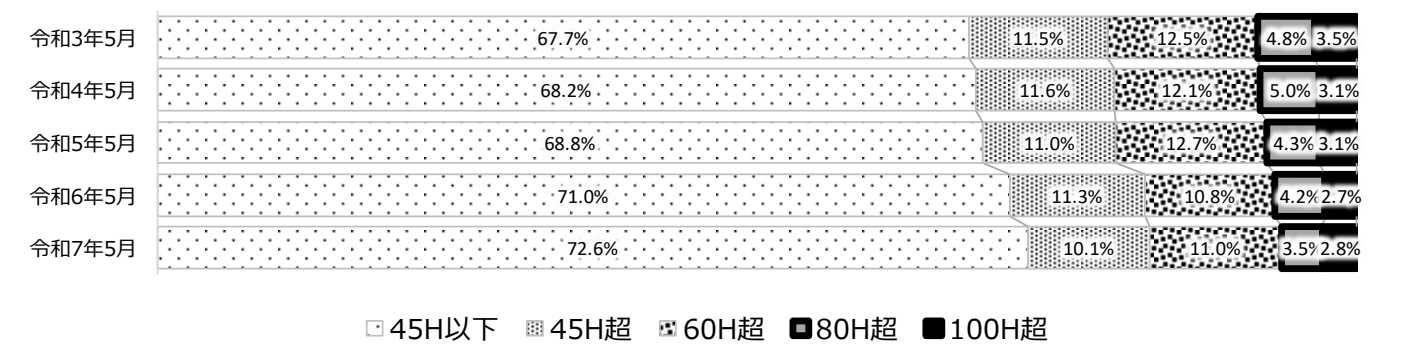
1 小学校の状況



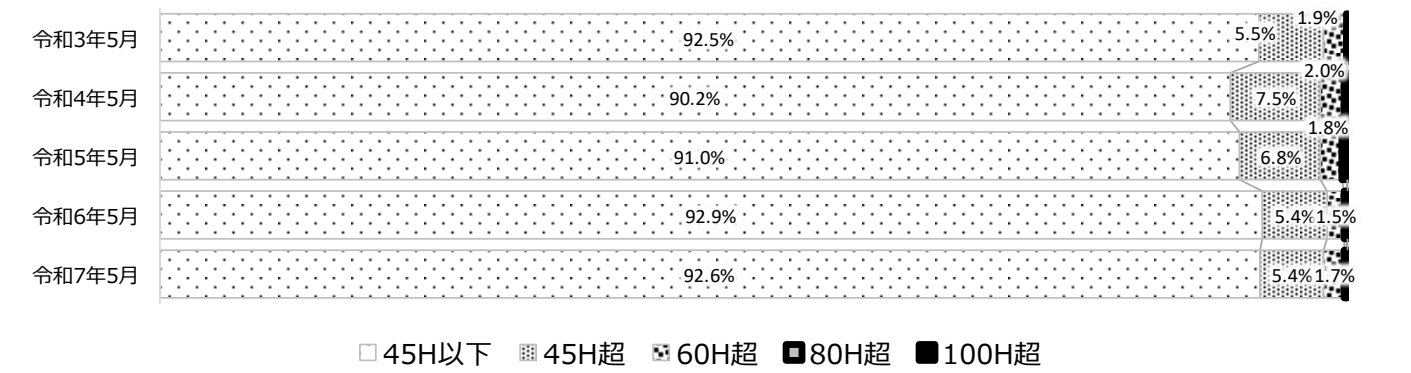
2 中学校の状況（市立の義務教育学校を含む）



3 高等学校の状況（県立・市立の中等教育学校,市立の高校を含む）



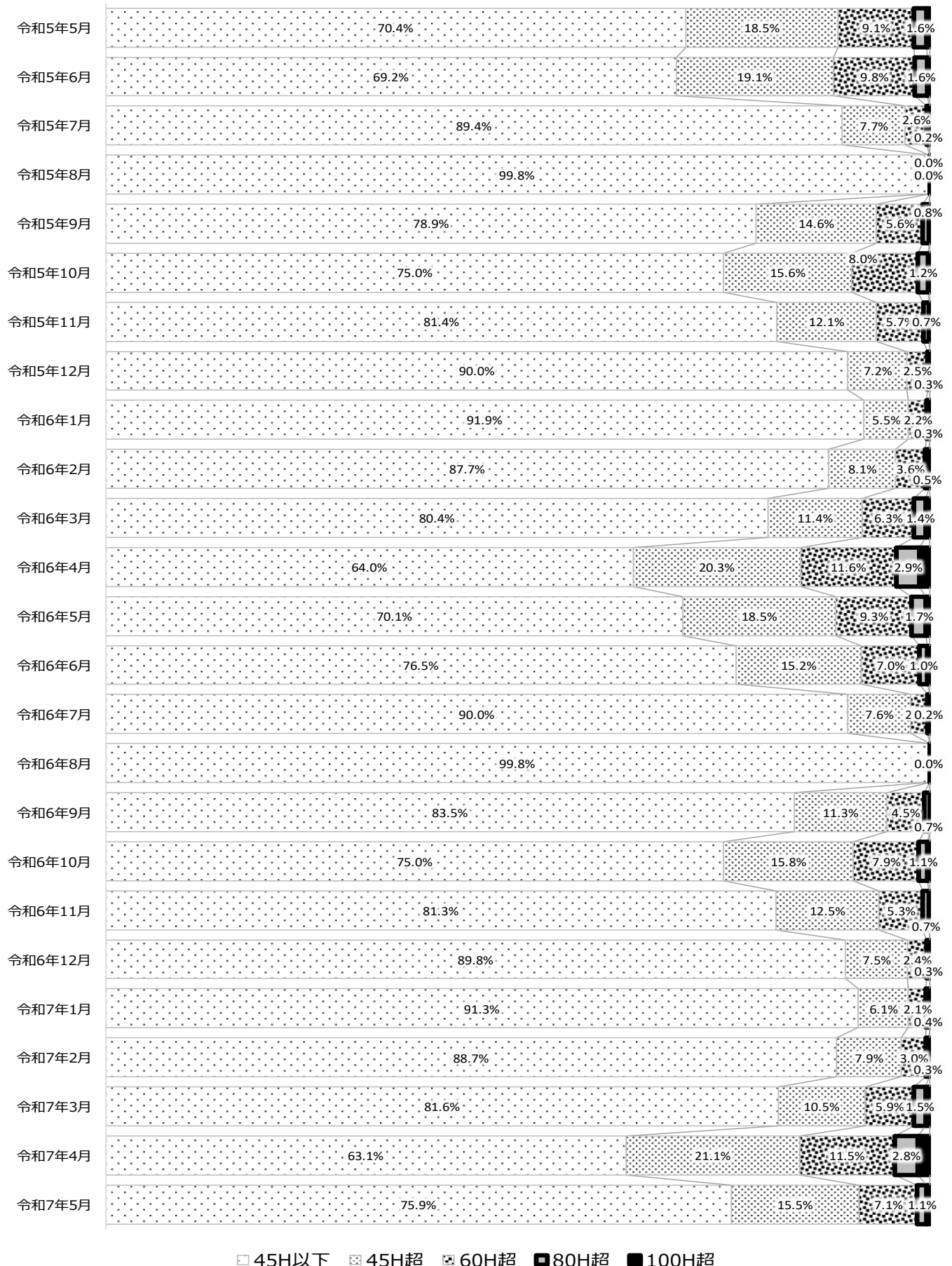
4 特別支援学校の状況（市立の特別支援学校を含む）



時間外在校等時間の状況【令和5年5月～】

[市町村立・県立の全校を対象とした校種別の時間外在校等時間の状況調査]

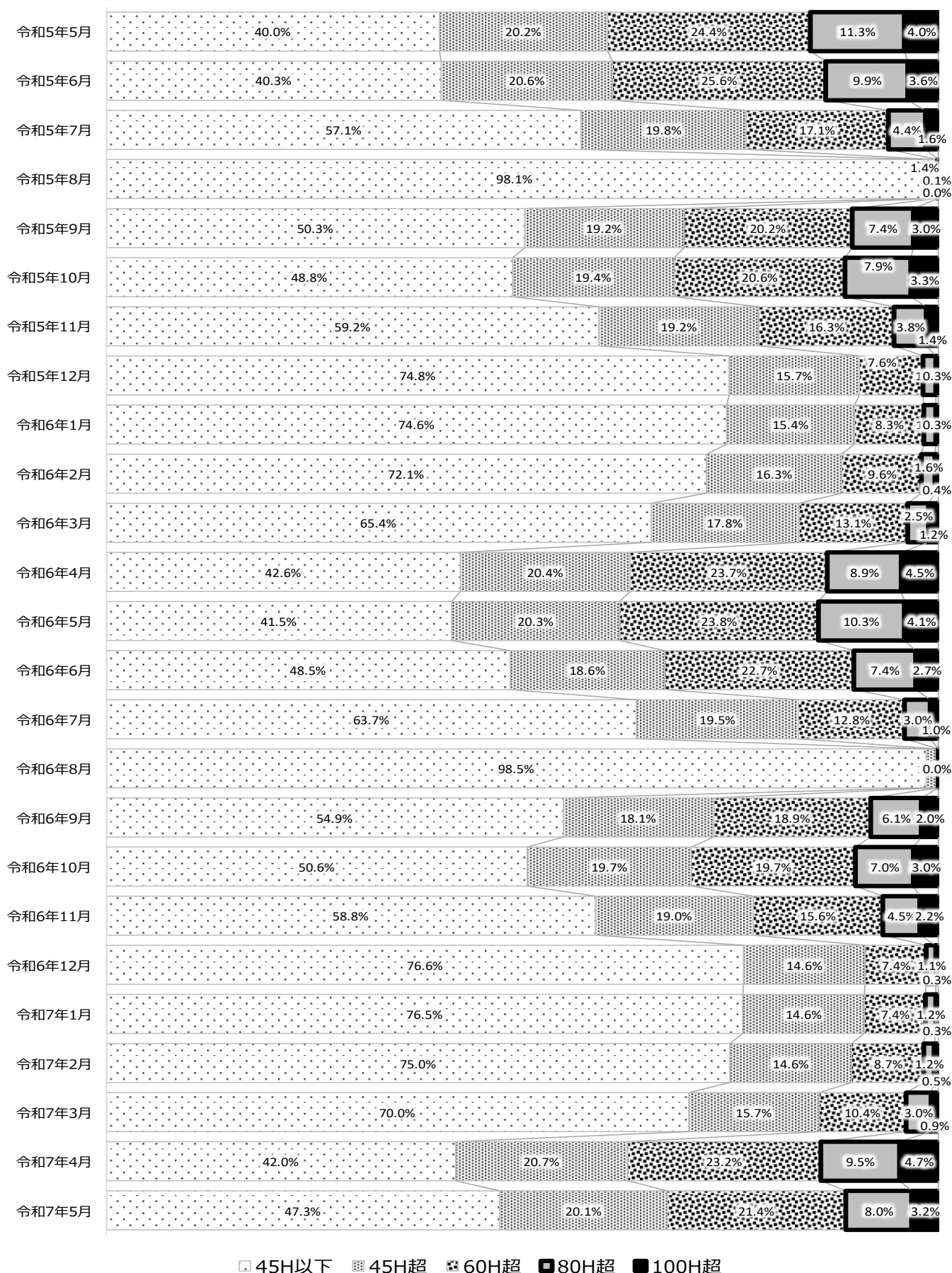
1 小学校の状況



時間外在校等時間の状況【令和5年5月～】

[市町村立・県立の全校を対象とした校種別の時間外在校等時間の状況調査]

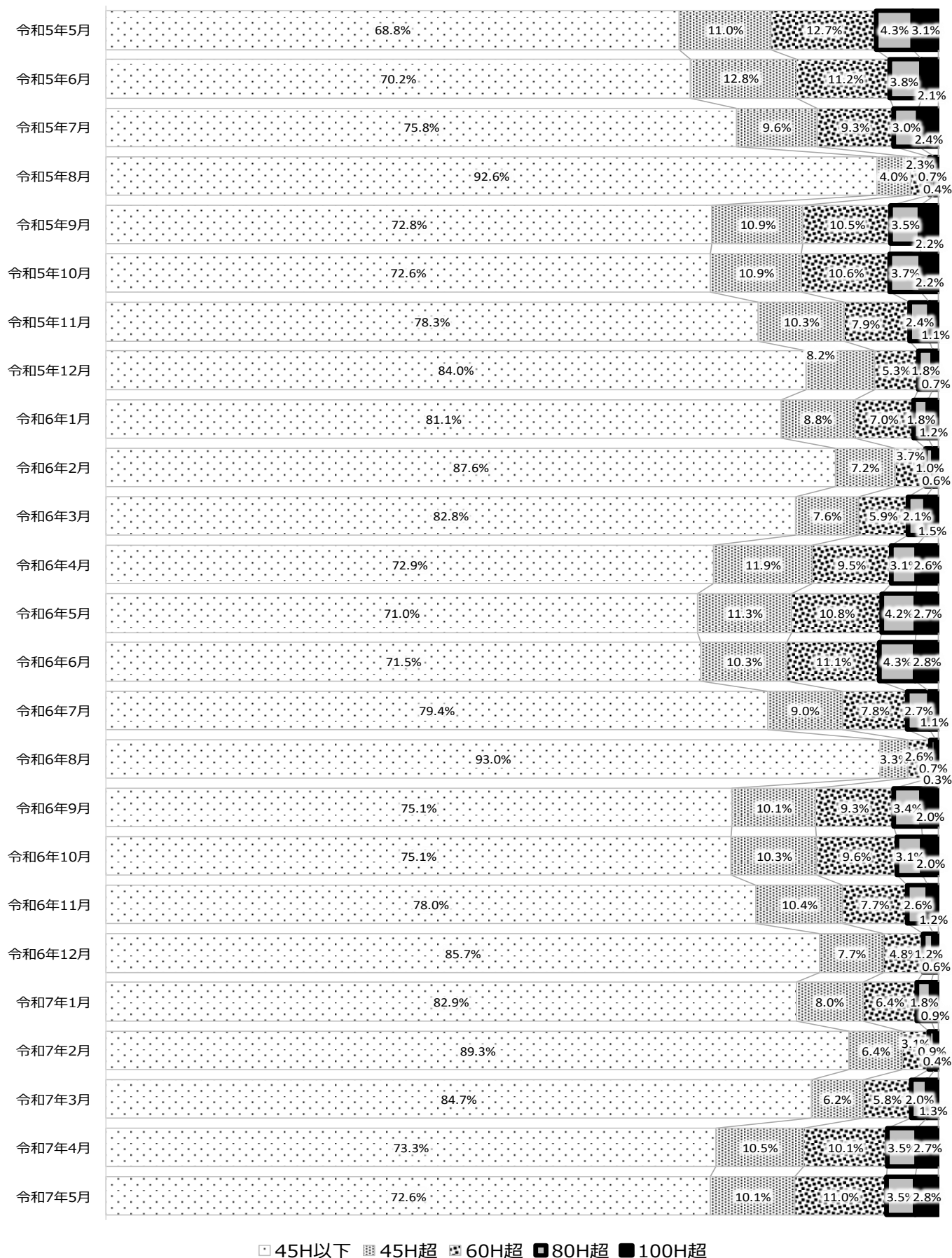
2 中学校の状況（市立の義務教育学校を含む）



時間外在校等時間の状況【令和5年5月～】

[市町村立・県立の全校を対象とした校種別の時間外在校等時間の状況調査]

3 高等学校の状況（県立・市立の中等教育学校含む）



□ 45H以下 ■ 45H超 ▨ 60H超 ■ 80H超 ■ 100H超

時間外在校等時間の状況【令和5年5月～】

[市町村立・県立の全校を対象とした校種別の時間外在校等時間の状況調査]

4 特別支援学校の状況（市立の特別支援学校を含む）

